

高額療養費支給の自動振込が始まります

三郷市国民健康保険では、高額療養費の支給の自動振込（手続きの簡素化）を実施することとなりました。初回申請時に、国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書（以下：申出書兼同意書）をご提出いただくことで、次回以降の高額療養費は指定いただいた口座に自動振込になり窓口・郵送による申請書の提出が不要になります。

これまで

毎回申請が必要



これから

下記手続きを行うことで
次回から自動振込



申請について

- ・**自動振込ご希望の方は、高額療養費支給申請書に加えて申出書兼同意書を提出してください。**



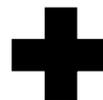
高額療養費支給申請書



領収書



マイナンバーカード（本人確認書類）
※窓口で申請する場合のみ



申出書兼同意書

※自動振込を希望しないかた（受診者によって振込口座を変えたいかた等）は、申出書兼同意書の提出は不要です。

支給について

指定口座への自動振込となります。支給金額や振込日については、「支給決定通知書」の送付によりお知らせします。支給がない場合、通知の送付はありません。

注意点

- ・ **申出書兼同意書を提出する前**の高額療養費は、**これまでどおり申請書の提出が必要です。**
- ・ 医療機関等から診療情報が当市に届くまで約3カ月かかるため、お振り込みまでに約4カ月かかります。
- ・ 振込口座の変更や、自動振込が停止となった後に再度自動振込を希望される場合は、改めて申出書兼同意書を提出する必要があります。

問合せ先：三郷市国保年金課保険給付係

T E L : 048-930-7702